

吹田市

知的障がい者を守るための制度を理由にして、4年間働き続けたSさんを雇い止め

公務員法の欠格条項から

「成年被後見人・被保佐人」を除外すべき



▲弁護士も多数参加した支援集会

4年間吹田市の臨時職員として勤務していたSさんが、成年後見制度を申請して被保佐人になったことを理由にして雇い止めになり、仕事を失いました。支援者がいっしょになって市当局と交渉を積み重ねましたが、復職が実現されていません。

3月14日、Sさんの復職をめざす集会が行われ、地位確認を求める裁判を含めて取り組

市役所で働いていたSさん

Sさんは自閉症で、文字や数字が得意です。大学に行つて、以前は会社で入力の仕事をしていた。2006年6月には、吹田市の臨時職員に採用され、契約更新をくり返しながら、パソコン入力や事務の仕事

「次期契約をしない」との連絡が入ったのです。雇い止めの理由は「地方公務員法16条の欠格条項に抵触する」というものでした。現在Sさんは、グループホームで生活し、作業所に通ってパソコンでの作業など

「欠格条項」です。同法第16条(欠格条項)には、「職員となり又は競争試験

公務員欠格条項の問題点

ところが、成年後見制度は、障がい者等の支援や活動可能性の拡大を目的としているにもかかわらず、逆に社会参加を妨げるような使われ方をしていることが大きな問題となつていま

障害者雇用促進法は、国及び地方自治体が民間よりも高い数値割合で障がい者を雇用するよう義務づけています。同法は2013年に法定雇用率を引き上げ、今年4月からは、適用が中小企業にも拡大されること

「成年被後見人」や「保佐人」が地方公務員として働いている人に「成年被後見人」「保佐人」がつくと、公務員として働くことができない、ということ。5項目のうち他の項目は、②禁錮以上の刑に処せられている者、③懲戒免職処分を受け2年を経過しない者、④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて罰則を受け刑に処せられ

者、⑤政府を暴力で破壊することを主張する団体に加入した者などです。②⑤は、公務員として不適格な場合を前提としていると思われませんが、①の成年被後見人を欠格条項に入れることは、他の項目と比較しても、大きな違和感を感じざるを得ません。

むことが話し合われました。障害者権利条約に批准し、障害者差別解消法が施行されようとしているのに、完全参加と平等を推進すべき行政が、障がい者の雇用に後ろ向きな姿勢を変えようとしません。成年後見制度と地方公務員法の欠格条項について考えます。

(編集部)

1人で判断することが難しい場合に、その人を保護し、支援する制度です。判断が難しいと、間違つて自分に不利益な契約を結んでしまうなど、悪徳商法の被害に遭う恐れもあるので、権利擁護制度として活用されています。

キラしているの「本当かな」と思つて100万円を買つたら、本当は1000円のガラス玉だったという事態も考えられます。後で「この契約は無効だ」と言つて取り消しを求めても、個人の売買契約で欺したことを立証するのはたいへん難しいこととがあります。しかし、成年後見制度の被後見人であれば、制度を利用して契約の取り消しが簡単にできるようになりま

になっています。

吹田市でも障がい者雇用を進めていくために様々な動きがあります。3月2日には、市役所の中に福祉コンビニがオープンしました。障がい者雇用を条件にした民間業者の運営です。また吹田市内の障がい者施設や作業所への優先発注も取り組まれることになっています。障がい者雇用についても現市長



解説する東奈央弁護士

は、「月額最低5万円は得られるようにしよう」とも発言しています。

Sさんの復職を支援する会 発足

「もう一度、吹田市で働きたいです」—Sさんは、はつき

時代の流れは、明らかに障がい者雇用の拡大に向かっているにもかかわらず、これに逆行するのが、公務員法の欠格条項です。

Sさんのことで相談を受けた東弁護士は、「安心して成年後見制度を利用できるようにするために法律は改正されるべきです」と語ったうえで、Sさんの復職を求めるために、地位確認と国家賠償を求める裁判を提訴する予定にしています。

裁判を支えようとしています。いずれも障がい者の社会参加と実質的平等のために弁護士活動を行ってきた実績のある弁護士たちです。

この日の集会では、6月ごろに予定される提訴集会に向けて会議を重ねて、「支援する会」の発足も決まりました。障がい者の雇用拡大に向けた運動となります。読者の皆さんにも関心

を寄せて頂き、「ご協力をお願いします。」

えす Sさんの復職を支援する会

れんらくさき ☆連絡先☆

〒564-0033 吹田市東御旅町 2-33-2 (b-free内)

TEL 06-4860-5850, FAX 06-4860-5851

担当：板東・波那本

知的障がいのある人と成年後見制度

弁護士 東奈央

未成年の時は、大事なことは親が関与し、ほとんど代理をして決めます。アルバイトをする場合も親の同意が必要です。ところが、20才になった途端に知的障がいがあるうがなかるうが、みんな「大人」として、借金をしたり、家を買うというような危険な取引もできてしまうことになります。

障がいゆえに不利な契約をしてしまっても、ずる賢い相手がいなかった」とか「障がいを知っ

たいてい、本人が希望してましたよ」と反論されてしま

この制度によって知的障がいなどによって判断に不安がある人は、これらの支援者と相談しながらいろいろな社会活動にも安心して参加できるので、本人の意欲や可能性を広げることにもなります。Sさんの場合は、当初は判断能力が少し不安だったので保佐人が付きましたが、その後補助人になりました。

成年後見制度は、かつての「禁治産者制度(財産管理能力が低い人に制限を課す制度)」の代わりに、権利擁護的制度に

また、障害者権利条約との関連でいえば、成年被後見人や被保佐人になったことをもって一律に「能力がない」として受験すらできないと制限する